

小規模事業者の資金繰り・資金調達を支援!

小規模事業者経営改善資金(マル経融資)

当所の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で借り入れできる制度です。

ご利用いただける方	① 仙台商工会議所の経営指導を以前から受けて経営改善に取り組んでいる方 ② 仙台商工会議所地区内(旧仙台市内)で1年以上事業を行っている方 ③ 常時使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、製造業・建設業・その他の業種は20人以下の小規模事業者(役員・家族従業員・パートを除く) ④ 納付期限の到来している所得税(法人税)、事業税、住民税等を完納している方 ※企業内容によっては推薦できない場合がありますのでご了承願います。								
融資の条件	<table border="1"> <tr> <td>ご融資額</td> <td>一般枠 10万円~2,000万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間</td> <td>運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間2年以内)</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>1.65% ※利率は2024年12月2日現在</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>不要</td> </tr> </table>	ご融資額	一般枠 10万円~2,000万円	返済期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間2年以内)	利率	1.65% ※利率は2024年12月2日現在	担保・保証人	不要
ご融資額	一般枠 10万円~2,000万円								
返済期間	運転資金7年以内(据置期間1年以内) 設備資金10年以内(据置期間2年以内)								
利率	1.65% ※利率は2024年12月2日現在								
担保・保証人	不要								
融資機関	日本政策金融公庫								
活用例	【運転資金】 材料等の仕入資金、外注費や買掛金支払い、チラシ制作やホームページ開設等の広告宣伝費など 【設備資金】 店舗・工場改装、営業車両購入、機械・設備・器具等の購入など								
お問い合わせ	仙台商工会議所 経営支援グループ 022-265-8127 ※受付時間:平日9:00~17:00								



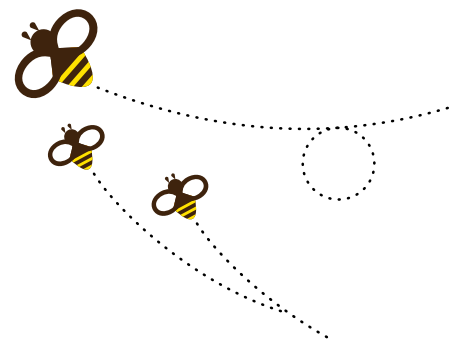
※掲載している内容は **12月13日時点** の情報です。
 申請の際は、当所ホームページ等で最新情報をご確認ください。

経営に関することでお悩みの事業者の方は、
 仙台商工会議所経営相談窓口までお問い合わせください。



問い合わせフォーム

問 経営支援グループ TEL 022-265-8127



より良い環境をめざす。

青葉環境保全 **AOBA**
 〒984-0037 仙台市若林区蒲町19-1 TEL 022(286)3161(代)

中小企業支援施策情報

非正規雇用労働者の正社員化を支援!

キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険適用事業所の事業主 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を置いている事業主 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に係るキャリアアップ計画を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受けた事業主 実施するコースの対象労働者の労働条件、勤務状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備し、賃金の算出方法を明らかにすることができる事業主 キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り組んだ事業主(支給申請時点ですべての支給要件を満たしている事業主) 	
支給額	就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に、1人あたり下記金額を助成。	
	① 有期雇用労働者	② 無期雇用労働者
中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)
加算額	※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20人 ※中小企業の範囲については、詳細ページをご確認ください。	
派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合	⇒ 1人当たり 28.5万円 (大企業も同額)	
対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合	⇒ ① 1人当たり 9.5万円 ② 4.75万円 (大企業も同額)	
人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合	【自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練修了後】 ⇒ ① 1人当たり 9.5万円 ② 4.75万円 (大企業も同額) 【自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後】 ⇒ ① 1人当たり 11万円 ② 5.5万円 (大企業も同額)	
正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合	⇒ 1事業所当たり 20万円 (大企業の場合、 15万円)	
多様な正社員制度※を新たに規定し、当該区分に転換等した場合	※勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか一つ以上の制度 ⇒ 1事業所当たり 40万円 (大企業の場合、 30万円)	
お問い合わせ	宮城労働局 職業対策課助成金センター 022-299-8063 詳細は、厚生労働省ホームページよりご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html	

